

商業登記法・記述式 第1回講義 (問1~問3)

問1 (P4~P13)	Memo
1. 取締役会設置会社が取締役会を廃止して、各自代表となるときは、代表権のなかつた取締役について、 代表権付与の登記 を申請する。	
2. 代表権付与 の登記の申請書には、就任承諾書や規則61条4項~6項の印鑑証明書の添付を要しない。	
3. 取締役会を設置しない株式会社 の取締役の就任による変更登記の申請書には、就任承諾書に係る印鑑証明書の添付を要する (規則61条4項)。 →再任の場合を除く。再任かどうかは要確認。	
4. 取締役会設置会社 の代表取締役の就任による変更登記の申請書には、就任承諾書に係る印鑑証明書の添付を要する (規則61条5項、4項)。 →再任の場合を除く。取締役会設置会社の場合は、代表取締役。	関連条文
5. 取締役の 任期満了 による退任登記の申請書に添付すべき退任を証する書面は、 定款 および 株主総会議事録 (株主リストは不要)。 →株主総会議事録に、任期満了により退任した旨の記載があるときは定款の添付を要しない (先例昭53.9.18-5003)。	
6. 株式会社の代表取締役は 支配人 を兼ねることができないため、代表取締役を支配人とする支配人選任の登記を申請することはできない (先例昭40.1.19-104)。	
7. 取締役と支配人 を兼ねることはできるため、取締役を支配人とする支配人選任の登記を申請することができる。 →指名委員会等設置会社を除く (331条4項)。	関連先例等
8. 取締役および支配人として登記されているAを代表取締役とする変更登記を申請することができるが、代表取締役への就任をもって支配人を辞任する意思表示が含まれているとみられるため、Aの代表取締役の就任による変更登記と併せて、 Aの支配人の代理権消滅の登記 を申請しなければならない (先例昭57.2.12-1317)。	関連先例

* 6と8の先例の相違点は最初の登記の状態。

- 6 代表取締役として登記されている者を支配人とする登記→不可
8 取締役兼支配人として登記されている者を代表取締役とする登記→可。ただし、支配人の代理権消滅の登記とセット。

登記できない事項	Memo
代表取締役を支配人とする登記	支配人選任の場合の確認事項 ・ 決議機関 が間違いないかどうか ・支配人として選任された者が、 兼任禁止 の地位にないかどうか

* 商業登記の記述式の急所では、その間の登記できない事項と確認事項を示していきます。

登記できない事項からは、目の付け所を学ぶことができます。

「Memo」を参考に、商業登記の記述式の目の付け所を身に付けていきましょう。